

平成 30 年 9 月 3 日

各 位

日 本 証 券 業 協 会

会員の本協会脱退及び会員権の消滅について

下記会員については、平成 30 年 7 月 24 日付けで登録取消し処分を受け、同日付けで本協会の会員権を一部制限<sup>(注)</sup>しておりましたが、今般、脱退にあたって必要な手続等が完了したことから、下記会員より、本協会から脱退したい旨の申請がありましたので、本協会においては、本協会定款第 25 条第 1 項の規定に基づき、脱退することを承認いたしました。

これに伴い、下記会員は、同定款第 11 条第 2 項及び第 12 条第 2 項の規定により、脱退日付けをもって会員の資格を喪失し会員権が消滅いたしましたので、御通知申し上げます。

記

脱 退 会 員      J C 証券株式会社  
脱 退 年 月 日    平成 30 年 8 月 31 日

以 上

本件に関するお問合せ先：総務部（TEL 03-3667-8451）

---

<sup>(注)</sup> 平成 30 年 7 月 25 日付通知「J C 証券株式会社の登録取消処分及び会員権の取扱いについて」（日証協(総)30 第 86 号) 参照。